

議 第 193 号

平成28年 8 月29日提出

熊本市民生委員定数条例の一部改正について

熊本市民生委員定数条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市民生委員定数条例の一部を改正する条例

熊本市民生委員定数条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

本則中「1, 436人」を「1, 452人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

(提出理由)

本市の区域に置かれる民生委員の定数の見直しをするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。